

産衛だより

平成 23 年 8 月 24 日

社団法人 日本産業衛生学会
理 事 長 大前和幸

「自殺総合対策大綱改正に向けての レビュー報告書」作成までの経緯

国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所の自殺予防総合対策センター長より、平成 23 年 6 月 30 日付で、自殺総合対策大綱改正に向けてのレビュー報告書の作成依頼を日本産業衛生学会が受けた。効果的かつ有害事象の少なく、さらに実施可能な自殺予防計画に、学術的知見は必須情報であり、今後の自殺予防を科学的根拠に基づいて実施するにはどうすべきか、産業保健分野の視点から考察・報告することが求められた。担当者の登録を 7 月 15 日までに、報告書提出期限を 8 月 20 日として依頼された。

7 月 9 日の理事会において担当者を、当学会、産業精神衛生研究会代表である廣 尚典先生に決定し、廣先生へ報告書の作成をお願いした。広く会員へ公開する意味があると判断されたので、報告書として依頼元へ提出すると同時に、廣先生ご本人の了解を得て、学会誌およびホームページへ公開することとなった。

平成 23 年 8 月 23 日

自殺総合対策大綱改正に向けての レビュー報告書

社団法人 日本産業衛生学会
理 事 長 大前和幸

(報告書作成担当)
産業精神衛生研究会
代表世話人 廣 尚典

はじめに

当学会の専門領域を踏まえ、職域で実施されることが望まれる労働者の自殺対策に限定して、意見・要望を申し述べる。

本文

1) 平成 24 年度に見込まれる自殺総合対策大綱の改定において
要望する内容

①職場における自殺防止対策の基本的な考え方について

現大綱では、自殺の原因となる様々なストレスへの適切な対応を行い、心の健康の保持・増進を図るための具体的な施策のひとつとして、職場におけるメンタルヘルス対策の推進があげられ、以下の記載がなされている。

「職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、『労働者の心の健康の保持増進のための指針』の普及啓発を図る。また、管理・監督者を始め労働者に対し心の健康問題の誤解や偏見をなくすための正しい知識の普及、産業保健スタッフの資質の向上等による相談体制の充実等事業場に対する支援を実施し、労働者が職場内で相談しやすい環境整備を図る。特にメンタルヘルス対策の取組が進んでいない小規模事業場に対しては、産業保健と地域保健との連携などにより支援を充実する。(改行) また、過重労働による健康障害防止のための労働基準監督署による監督指導を強化する。」

すなわち、職場においては「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(以下、メンタルヘルス指針)に沿った労働者のメンタルヘルスの保持増進を推進することがまず重要であり、結果的に自殺抑止につながるものとしているのである。この考え方は、職場が疾病の確定診断や治療の場ではないこと、大企業等における産業保健活動の実績および WHO が推奨している取組みからみても極めて妥当であり、多くの事業者、労働組合等に受け入れられやすいと考えられる。したがって、この基本部分を十分に強調した上で、具体的に取り組むことが望ましい事項について詳述することを要望したい。

②自殺に関連する職場の因子について

現大綱では、特に長時間労働の問題を自殺の背景・原因となる因子として取り上げている。確かに、何か月間も続く深夜帯に及ぶような長時間の時間外労働は、労働者のストレスや疲労を高め、うつ病をはじめとする精神障害の発症に関連することが、いくつかの論文で報告されている。しかしながら、長時間労働が直接自殺と結びつくわけではなく、職場には他にも、作業負荷および裁量権の偏り、能力や健康状態に見合わない仕事の分担など、様々なストレス因子が存在する。最近注目を集めているハラスメントもそのひとつであろう。仕事上のストレス因子が他の生活面のストレス因子と相まって、労働者の負担が過度となることも少なくない。新大綱では、そうした多様なストレス因子にも目を向けることの重要性を強調していただきたい。

③職場の自殺抑止に寄与しうる側面について

労働者にとって、毎日長時間にわたって顔を合わせ、コミュニケーションをとり合っている職場の上司や同僚は、ストレス軽減のための重要な社会的支援の資源ともなりえる。また、労働者が仕事にやりがいを見出し、職務満足感を高めることは、経済的な側面を除いても、自殺の抑止につながるものと考えられる。

また、周知のように自殺の背景要因は職場に関連したものに限らず、家庭問題も含めて複合的である。職場以外のストレス要因が強く関連した不調を職場で発見し、自殺予防へつなげることも可能と考えられる。職場や仕事を精神疾患の発症や増悪に関連した好ましくないストレスを招くものとして扱うだけでなく、それらの持つ自殺予防にとってのプラスとなりうる面を具体的に整理し、高めていく方向の提案も盛り込んでいただきたい。

2) 現在または今後、わが国で必要な科学的根拠に基づく自殺予防活動

目標 1: 教育研修の充実化を推進する

①論理的根拠:

従来教育研修は、職場のメンタルヘルス対策について先進的な取組を続けてきた企業の多くが、その活動の中核に位置づけてきた(文献1)。特に、管理監督者教育が職場のメンタルヘルスにもたらす有用性については、わが国においても研究報告が蓄積されつつある(文献2)。

一方、労働者の自殺に関する週次の調査において、生前に管理監督者が就業面の配慮など何らかの対応をしていたか、本人の異変に気づいていた事例は全体の28.6%であったという報告がある。産業保健スタッフおよび職場関係者が何らかの防止対応を講じ得た余地があった事例が、それぞれ43.6%、33.3%であったとも報告されている(文献3)。

したがって、職場において管理監督者に対する教育研修の一層の推進を図り、産業保健スタッフも自殺予防に関する知識や技術を高めることは、労働者の自殺防止に資する面が大きいと考えられる。現状としては、小規模事業場で、メンタルヘルス対策全体の実施率が低く、教育研修についても同様の傾向がある(文献4)。これは、厚生労働省による2007年の労働者健康状況調査および2010年の緊急調査の結果からも窺い知れる。

管理監督者への教育研修の中にどのように自殺防止の視点を入れていくべきかについては、過去に研究報告がある(文献5)。産業保健スタッフの修得すべき知識・技法に関しては、マニュアルが試作されている(文献6)ほか、WHOがプライマリケア従事者に向けてまとめた小冊子(文献7)などが参考になる。教育研修の方法としては、文書類を配布するよりも、ワークショップやセミナーなどの参加型の形式をとるほうがよい効果を期待できる(文献8)。一般論に終始するのではなく、事業場の実情を踏まえた内容にすることも重要である。

また、メンタルヘルス不調の中で、うつ病に関する基本的な知識の普及、啓発は近年比較的進んできたが、アルコール関連問題や統合失調症など、自殺のリスクを高める他の問題については、それが立ち遅れている傾向がある。

②現在の政策的背景:

メンタルヘルス指針においても、労働者および管理監督者に対する教育研修(情報提供)は、メンタルヘルス対策の重要な要素とされており、それに盛り込まれるべき事項も列挙されている。事業場内で教育研修担当者を育成することも推奨されている。

教育ツール類は厚生労働科学研究などによって開発されており(文献9, 10)、その中には中小規模事業場を主な対象としたものもある(文献11)。

また、厚生労働省は、自殺予防に関する啓発を狙いとした小冊子「職場における自殺の予防と対応」を制作し、改訂を重ねている。

現大綱では、管理監督者、労働者に対して、心の健康問題の誤解や偏見をなくすための正しい知識の普及を進めることがあげられているが、上述したことから、内容の充実化が望まれる。

産業保健スタッフの知識、技術の向上については、産業保健

推進センターや関連学会等により講習会が開催されているが、そうした機会に参加しづらい者も少なくないのが実情である。

③鍵となる活動領域:

- ・特に、中小規模事業場を中心としたメンタルヘルスに関する教育研修を推進する。
- ・事業場の実情に合った教育研修カリキュラムを構築する。
- ・メンタルヘルスに関する産業保健スタッフの知識、技術のさらなる底上げを図る。

④今後必要な政策:

- ・過去の研究等により開発、作成された教育研修の方法論およびそれに活用できるツール類の適切さ、有用性をあらためて評価し、必要に応じさらに練り上げたいうえて、普及を図っていく。
- ・メンタルヘルス教育の中にどのように自殺防止の視点を入れていくかについても、事業場の業種、形態、規模、教育研修の時間枠などによって、いくつかのモデルを考案する。
- ・e-ラーニングなどを含めた、産業保健スタッフが自主的に知識、技術を高められるようなインフラを整備する。

⑤文献リスト:

- 1) 廣 尚典. 管理職教育・研修. 日本産業衛生学会・産業精神衛生研究会編. 職場のメンタルヘルス—実践的アプローチ—. 東京: 中央労働災害防止協会, 2005: 83-8.
- 2) 堤 明純. 科学的根拠にもとづく産業精神保健—職場のメンタルヘルス対策への管理監督者教育の効果—. 産業精神保健 2007; 15: 136-9.
- 3) 廣 尚典. 自殺事例からみた自殺予防対策のあり方の検討. 平成13年度厚生労働省委託事業 労働者の自殺予防に関する調査研究Ⅱ. 2002: 64-74.
- 4) 井上彰臣, 川上憲人, 廣 尚典, ほか. 新指針に基づいた事業場におけるメンタルヘルス対策の状況, および改正労働安全衛生法に基づいた長時間労働者への医師面接の実施状況—事業場規模別にみる比較検討—. 産業ストレス研究 2008; 15: 151-61.
- 5) 廣 尚典. 職域における自殺予防対策. 九州神精医 2008; 54: 21-6.
- 6) 廣 尚典. 産業保健スタッフ向け自殺予防マニュアル. 労働安全衛生総合研究事業 労働者の自殺リスク評価と対応に関する研究(主任研究者: 川上憲人). 2005: 183-219.
- 7) WHO; Preventing suicide: A resource for primary health care workers. WHO, 2000.
- 8) Michel K, Valach L: Suicide prevention: spreading the gospel to general practitioners. Br J Psychiatry 1992; 160: 757-60.
- 9) 職場における心の健康対策班: こころのリスクマネジメント〈管理監督者向け〉. 東京: 中央労働災害防止協会, 2004.
- 10) 廣 尚典, 森 晃爾, 田中克俊. 自殺予防対策における管理監督者研修の教材の改訂に関する検討. 労働安全衛生総合研究事業 労働者の自殺予防に関する介入研究 平成20年度総括・分担研究報告書(主任研究者: 島 悟). 2009: 242-58.

- 11) 永田頌史 (代表研究者). 非専門家が活用できる教育研修用資料. 産業医学振興財団委託研究 中小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の進め方に関する研究 平成21年度研究報告書. 2010: 231-334.

目標2: 職場と (地域の精神医療を含む) 事業場外資源との連携の強化

①論理的根拠:

メンタルヘルス指針でも強調されているように, 事業場にとって, 職場のメンタルヘルス対策を推進する上で, 様々な事業場外資源の有効活用は非常に重要である.

希死念慮を有する労働者の保護における産業保健スタッフと医療機関との連携場面に留まらず, 日頃から産業保健スタッフと医療機関をはじめとする地域の精神医療・保健関係者が, 互いの役割, 活動の範囲・限界を理解し, 協働する意識を高めることが望まれる.

しかし, 現状においては, 産業保健スタッフと精神科医 (主治医) 等との連携が, その立場や職務内容の相違などから, 不十分となっている面もある (文献1, 2, 3).

②現在の政策的背景:

厚生労働省は, 平成20年より Web ページ「こころの耳」を立ち上げて, 労働者のメンタルヘルスに関する情報を提供しており, 随時更新もしている. ここからは, 自殺予防を含む労働者のメンタルヘルス対策に関する数多くの情報が得られ, 様々な事業場外資源の検索もできる.

平成20年より, 各都道府県にメンタルヘルス対策支援センターが設けられ, 職場や労働者からの相談に対応している. (それ以前は, 中央労働災害防止協会が国からの委託を受け, 職場への支援を行っていた.)

民間のメンタルヘルス相談機関の質的向上を促すことを主な目的として, 平成20年6月19日厚生労働省基準局安全衛生部労働衛生課長通達「メンタルヘルス対策における事業場外資源との関係の促進について」(基安労発第0619001号)に基づき, メンタルヘルス対策支援センターを窓口とした登録相談機関の制度が開始されているが, 登録機関数が頭打ちの状況である.

障害者職業センターは, 精神疾患による休業者を対象に, 職場復帰に向けた支援活動 (リワーク事業) を行っており, 民間の医療機関でも, 都市部を中心に, それに類似した趣旨のプログラムを開始するところが増加している. これらのプログラムの中には, スタッフが検討を重ねて, その質を高めてきているものも多い. こうした動きは, 間接的にはあるが, 労働者の自殺防止に寄与できる可能性があると考えられる.

過去に, 国の施策として, 精神科医に対する産業保健の研修, 産業医に対する精神医学の研修が実施され, これは各々の領域の知識の修得に加え, 活動の相互理解を趣旨のひとつとしたものであったが, 特に前者については一部の地方で参加者が少なく, まだ十分に浸透しているとは言いがたい. 一方, 地域によっては, 産業保健スタッフと精神科医の交流会が定期的に開催されているところもある.

労働者のメンタルヘルスに関連のある複数の学会が共同でシンポジウムの類を定期的に実施する動きもみられたが, 現在一

時的に停滞している.

③鍵となる活動領域:

- ・産業保健スタッフと地域の精神保健従事者との相互理解と連携を強化する.
- ・メンタルヘルス対策支援センターの活用を推進する.
- ・リワークプログラムの推進を含めたメンタルヘルスサービス機関のさらなる活性化と質の向上を図る.

④今後必要な政策:

- ・全国の事業場に対し, 従来の資源に加え, 新たな資源の存在を周知し, 有効活用を促す.
- ・相談機関の登録制度を, その趣旨を踏まえた上で見直し, 有効活用に向けた検討を図る.
- ・産業保健スタッフと精神科医の相互理解を図る交流会等のモデル活動を水平展開していく.
- ・労働者のメンタルヘルスをめぐる関連の学術学会の交流を進める.

⑤文献リスト:

- 1) 廣 尚典. 産業精神保健における精神科医と産業医の連携. 精神経誌 2008; 110: 1103-8.
- 2) 島 悟. 復職に関する精神科医調査. 労働安全衛生総合研究事業 うつ病を中心としたこころの健康障害をもつ労働者の職場復帰および職場適応支援方策に関する研究 (主任研究者: 島 悟) 平成16年度総括・分担研究報告書 2005: 16-34.
- 3) 廣 尚典, 渡辺洋一郎, 鍵本伸明. メンタルヘルス不調を抱える労働者への支援をめぐる精神科医と産業保健スタッフの連携に関する研究. 労働安全衛生総合研究事業 職場における新たな精神疾患罹患労働者に対するメンタルヘルスのあり方に関する研究 (研究代表者: 廣 尚典) 平成22年度総括・分担研究報告書. 2011: 33-50.

目標3: 職場環境改善の推進

①論理的根拠:

産業保健 (労働衛生) は, 本来職場や仕事に起因した, あるいは関連が強い健康障害 (職業性疾患, 作業関連疾患) の防止を第一義の使命としている. 自殺予防やメンタルヘルス対策においても, このことは共通しているものと考えられる. また, 職場のメンタルヘルス対策は, その効果をあげるために, 多面的な取り組みが必要である. 自殺予防の面においてもそれが言える (文献1).

したがって, 現行の大綱に記されている相談体制の充実も重要ではあるが, 労働者を取り巻く各々の職場環境について詳細な評価を行い, 優先順位をつけて軽減を図る取り組みを普及啓発していく意義も大きいと考えられる. 職場のストレスを増大させ, 労働者のメンタルヘルスを悪化させている可能性のある職場因子には様々なものがある (文献2, 3).

職場環境改善のための手法は, 複数の補助ツールの制作とともに, 最近開発が進んでいる. (文献4, 5)

②現在の政策的背景:

メンタルヘルス指針には, 職場環境の評価と改善の重要性がうたわれている.

2006年の労働安全衛生法の改正により、事業者は一定の要件を満たす長時間労働者に対して医師による面接指導等を実施しなければならないことが規定された。この面接指導では、心血管系疾患のリスクとともに、当該労働者のメンタルヘルスを評価することになっており、その結果必要に応じて個別の就業上の措置を行うことも求められている。その流れの中で、職場環境全体の見直しが検討される場合もある。

長時間労働をはじめとする過重労働による労働者の健康障害の発生を防止するため、2002年「過重労働による健康障害防止のための総合対策」が策定され（2006年改正）、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、労働時間等の設定の改善、および労働者の健康管理に係る措置の徹底を求める「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」が示されている。

現在、定期健康診断と併せて労働者のストレスチェックを実施することが検討されているが、その結果を職場環境の改善に生かす方向の議論にはなっていない。

2010年には、中央労働災害防止協会が、国の委託を受けて、小売業、IT業におけるストレス対策に関する小冊子を作成している。

③鍵となる活動領域：

- ・業種、事業場規模を限定せず、労働者のストレス要因となる職場環境を多面的に評価し、改善を図る取組みの重要性を周知する。
- ・職場環境改善の手法を周知する。

④今後必要な政策：

- ・行政として、職場環境改善を、改めてメンタルヘルス対策の中核のひとつに位置づける。
- ・代表的な産業については、多くの職場で活用できる職場環境改善（ストレス対策）のヒント集の類を作成し、周知する。

⑤文献リスト：

- 1) 川上憲人. 職場向け自殺予防マニュアル. 労働安全衛生総合研究事業 労働者の自殺リスク評価と対応に関する研究 (主任研究者：川上憲人). 2005; 175-82.
- 2) 廣 尚典. 働く人の自殺—その現状と対策. 産業医学レビュー 2005; 117-38.
- 3) WHO: Preventive suicide: A resource at work. WHO, 2006.
- 4) 吉川 徹, 川上憲人, 小木和孝, ほか. 職場環境改善のためのメンタルヘルスアクションチェックリストの開発. 産衛誌 2007; 49: 127-42.
- 5) 真船浩介, 廣 尚典, 永田頌史. 調査に基づく職場環境改善：MIRRORとWINの活用. 心身医学 2010; 50: 643-9.

目標4：自殺の職場関連要因に関する詳細な検討

①論理的根拠：

例えば、派遣労働者やハローワーク利用者において、希死念慮、自殺企図の割合が高いという研究報告があるが（文献1, 2, 3, 4）、派遣労働者そのものに自殺のリスクを高める因子が内在しているのか、派遣労働という労働形態や不安定な就労を選択する、あるいは選択せざるを得ない者の側（本人自身、本人

を取り巻く職場以外の生活環境）にも影響因子があるのかといったところまで検討が進んでいるとは言えない（文献5）。そうした面が明らかにされなければ、実効ある対策は立案しにくく、逆に不適切な対応を招く恐れもある。長時間労働においても同様である。確かに長時間労働は、それだけで睡眠時間の短縮や疲労の蓄積をもたらす。また、睡眠時間の短縮や不眠が精神障害の発症に影響を及ぼすことはいくつかの研究で示唆されている（文献6, 7, 8, 9）。しかし、業務そのものの困難性や組織形態、指示命令系の問題などがストレス因子としてあり、それらが他方で長時間労働の発生にも関連し、互いに関連しあって労働者のストレスを高めている例、あるいは何らかのメンタルヘルス不調が先行して存在し、それによる業務効率の低下が長時間労働の一因となっている例も少なくないと推測される。

また、厚生労働省が5年おきに実施している労働者健康状況調査の結果報告では、労働者の強いストレスや不安の要因が回答頻度順で示されているが、それらがメンタルヘルス不調とどのように関連しているかについては、明らかになっていないところが多い。企業業績や人員の変動と自殺発生の関連をみた調査も行われているが（文献10）、小規模の記述的な研究にとどまっている。

②現在の政策的背景：

現在、約1万人の労働者を含めた大規模な疫学研究が進行しており、その成果として精神健康度および一部の精神障害と職場のストレス要因との関係について、報告されることが期待される。

③鍵となる活動領域：

上記に加えて、労働者の自殺あるいは希死念慮の背景要因についての詳細な大規模調査研究が望まれる。

④今後必要な政策：

国のプロジェクトとして、労働者の自殺あるいは希死念慮の背景要因、メンタルヘルス不調と関連の深い職場のストレス要因およびそれらの緩衝要因に関する大規模調査研究を立ち上げる。

⑤文献リスト：

- 1) 廣 尚典, 田中克俊, 飯島美世子. 派遣労働者のメンタルヘルスと希死念慮に関する調査研究. 労働安全衛生総合研究事業 労働者の自殺予防に関する介入研究 平成19年度総括・分担研究報告書 (主任研究者：島 悟). 2008: 108-23.
- 2) 北條 稔. 派遣労働者のメンタルヘルスに関する調査研究. 労働安全衛生総合研究事業 労働者の自殺予防に関する介入研究 平成19年度総括・分担研究報告書 (主任研究者：島 悟). 2008: 180-91.
- 3) 島 悟. 派遣労働者のメンタルヘルスに関する調査研究. 労働安全衛生総合研究事業 労働者の自殺予防に関する介入研究 平成19年度総括・分担研究報告書 (主任研究者：島 悟). 2008: 221-41.
- 4) 島 悟. ハローワークを利用する転職希望者に関する調査. 労働安全衛生総合研究事業 労働者の自殺予防に関する介入研究 平成19年度総括・分担研究報告書 (主任研究

者：島 悟). 2008: 138-44.

- 5) 井上まり子, 錦谷まりこ, 鶴ヶ谷しのぶ, ほか. 非正規雇用者の健康に関する文献調査. 産衛誌 2011; 53: 117-39.
- 6) 廣 尚典. 長時間労働と精神疾患の発症との因果関係に関する検討—医療機関 (主治医) 調査の結果から—. 産業精神保健 2004; 12: 267-70.
- 7) 黒木宜夫. 自殺企図の要因の解析に関する研究. 厚生労働科学特別研究事業 職場における過労死・自殺の予防に関する研究 平成 15 年度総括・分担報告書. 2004: 173-223.
- 8) Gillin JC. Are sleep disturbances risk factors for anxiety, depressive and addictive disorders? Acta Psychiatr Scand 393, Suppl 1988: 39-43.
- 9) Riemann D, Voderholzer U: Primary insomnia: a risk factor to develop depression? J Affect Disord 2003; 76: 255-9.
- 10) 清水隆司, 永田頌史. 企業の業績変化と自殺発生に関する調査研究. 労働安全衛生総合研究事業 労働者の自殺リスク評価と対応に関する研究 平成 14 年度総括・分担研究報告書 (主任研究者: 川上憲人). 2003: 88-9.

目標 5: 職場におけるポストベンションの検討と普及啓発

①論理的根拠:

遺された人々に対する支援として, ポストベンションに重要性が指摘され, その方法論についても紹介がなされているが (文献 1), わが国の職場においてどのような活動が望ましく, 有効であるかの実証的な研究は, ほとんどみられない (文献 2). 職場関係者は, 家族・親族とは異なった立場にあり, 必ずしも同様の介入が適しているとも限らない.

②現在の政策的背景:

厚生労働省の小冊子「職場における自殺の予防と対応」でも, ポストベンションの紹介があるが, 具体的なガイドラインは提示されていない.

③鍵となる活動領域:

- ・常勤の産業医や保健師等がいる中～大規模事業場における標準的な取組みを確立する.
- ・小規模事業場で衛生管理者等が行える取組みについて啓発を行う.

④今後必要な政策:

- ・対照群を設けるような介入研究は難しいと思われるが, 好事例の取集およびその要素に関する詳細な分析を重ねることによって, 望ましいポストベンションについて一定の知見を得ることが可能であろう. そのための研究を立ち上げる.

⑤文献リスト:

- 1) 高橋祥友, 福岡 詳. 自殺のポストベンション. 医学書院 2004.
- 2) 川上憲人, 廣 尚典, 高橋祥友, ほか. 職場における心のケアと自殺予防. 季刊社会保障研究 2004; 40: 26-35.

平成 23 年度日本産業衛生学会総会議事録

日 時: 平成 23 年 5 月 18 日 (水) 10:00~12:00

場 所: ニューピアホール (東京都港区)

議 長: 角田 透

副 議 長: 柳澤裕之

1. 川上憲人総務担当理事の司会で開会した.
2. 東日本大震災の犠牲者を悼み, 黙祷を捧げた.
3. 大前和幸理事長および角田 透第 84 回日本産業衛生学会企画運営委員長から挨拶がなされた.
4. 平成 22 年 5 月から平成 23 年 5 月までの物故会員として, 巨田康祐, 栗原龍太郎, 阿部十郎, 中村 豊, 別所康守, 牧角 淳, 白川 充 (名誉会員), 木屋俊夫, 長田 信, 横山成樹, 石井裕正, 志村仁史, 細田 裕 (名誉会員), 小池重夫 (名誉会員), 山崎 博, 三崎勝之, 村山忍三 (名誉会員), 小川捨雄 (名誉会員), 北見善一郎, 小澤幸雄, 柚木孝士, 竹内 亨, 中川一廣, 以上 23 名の会員の方々のご逝去されたと報告され, ご冥福を祈り, 黙祷を捧げた.
5. 議長選出

川上憲人総務担当理事より, 議長として角田 透企画運営委員長が推薦され, 承認された. 角田 透議長より, 副議長として柳澤裕之理事 (東京慈恵会医科大学) が推薦され, 承認された.

6. 議事録署名人選出

議事録署名人を議長が指名することが承認され, 角田 透議長により, 相澤好治理事 (北里大学), 加藤元理事 (日本アイ・ビー・エム株式会社) が指名された.

7. 総会の成立

川上憲人総務担当理事より, 代議員総数 644 名へはがきを用いて開催の通知を行い, 535 名 (83%) から回答を受けたこと, うち総会出席者は 169 名, 指名のある委任状提出者は 300 名, 合計すると 469 名で代議員の過半数を超えており, 定款第 29 条により総会が成立していると報告された. これにより総会が成立していることが確認された.

議 事

第 1 号議案 機関誌の発行

川上憲人前編集委員長より, 「産業衛生学雑誌」および「Journal of Occupational Health」(第 52 巻) が順調に刊行されたことが報告された. この他, 日本学術振興会からは平成 22 年度科学研究費補助金 (補助額 560 万円) を取得したこと, 「編集委員長と話そう」を 2 回開催し, 学会員との意見交換を行ったこと, 英文誌について新 Web 投稿査読システム ScholarOne Manuscripts を導入し, 順調に運用していること, 投稿規定を改訂したこと, 次期編集委員長の選挙を実施し, 笠島茂編集委員が新編集委員長に選出されたこと, 優秀論文賞を選考したこと等が報告された.

質問・異議はなく, 第 1 号議案は可決された.

第 2 号議案 平成 22 年度事業報告案

川上憲人総務担当理事より, 平成 22 年度事業報告案につ

いて資料をもとに説明がなされた。

質問・異議はなく、第2号議案は可決された。

第3号議案 平成22年度決算報告案

角田 透財務担当理事より、平成22年度決算報告案について資料をもとに説明がなされた。質問はなく、続いて中明賢二監事より監査報告がなされた。圓藤吟史監事、中明賢二監事の両名が、杉本賢司公認会計士立会いのもとに監査を行ったこと、その結果、収支決算は適正であり、理事の職務執行も適正かつ効率的であると認められたことが報告された。

質問・異議はなく、第3号議案は可決された。

第4号議案 平成23年度事業計画案

川上憲人総務担当理事より、平成23年度事業計画案について資料をもとに説明がなされた。

質問・異議はなく、第4号議案は可決された。

第5号議案 資産の組み替えについて

第15議案とともに審議することとなった。

第6号議案 平成23年度予算案

角田 透財務担当理事より、平成23年度予算案について資料をもとに説明がなされた。佐藤眞一代議員（関東地方会）より、震災対策についての予算が組まれていないことについての質問があり、これに対しては大前和幸理事長より、4月2日の理事会において検討した結果、有効な案があれば予備費を使って活動することも検討するため、理事会に連絡してほしい、と回答された。震災対策については、学術団体としては情報提供が中心となるが、柔軟に対応する姿勢であることが説明された。赤松康弘代議員（東海地方会）より、昨年度から始めた消費税対応について、今年度の結果報告と今後の方針についての説明が求められ、これに対しては角田 透財務担当理事より、昨年度分については、各会から提出された資料に基づいて支払うべき消費税相当額を算出し、学会本部より支払ったこと、また今年度分については実績に基づき予算が組まれ、その金額が予算書の租税公課欄に記載されていることが説明された。

その他に質問・異議はなく、第6号議案は可決された。

第7号議案 第85回日本産業衛生学会開催準備状況

小林章雄企画運営委員長より、第85回日本産業衛生学会は東海地方会が担当し、会期は平成24年5月30日から6月2日まで、会場は名古屋国際会議場の予定であること、現在企画運営委員会を組織し準備中であること、詳細については学会誌へ掲載するほか、今後ホームページを開設するなどして順次公開予定であることが報告された。

質問・異議はなく、第7号議案は可決された。

第8号議案 第86回日本産業衛生学会開催地について

川上憲人総務担当理事より、平成25年度に開催される第86回日本産業衛生学会開催地について、四国地方会が担当となることが理事会では承認されていると説明された。

質問・異議はなく、第8号議案は可決された。

第9号議案 第21回産業医・産業看護全国協議会開催準備状況

織田 進企画運営委員長より、本年度開催の第21回産業医・産業看護全国協議会は、福岡において平成23年11月23日から26日まで開催される予定であること、概要について

はホームページで公開しているほか、詳細情報が次号学会誌に掲載されると報告され、参加が呼びかけられた。

質問・異議はなく、第9号議案は可決された。

第10号議案 第22回産業医・産業看護全国協議会開催地について

川上憲人総務担当理事より、平成25年度に開催される第22回日本産業衛生学会開催地について、関東地方会が担当となることが理事会では承認されていると説明された。

質問・異議はなく、第10号議案は可決された。

第11号議案 第20回産業衛生技術部会大会準備状況

名古屋俊士産業衛生技術部会長より、平成23年12月10日に早稲田大学において開催予定であることが説明された。

質問・異議はなく、第11号議案は可決された。

第12号議案 第21回産業衛生技術部会大会準備状況

名古屋俊士産業衛生技術部会長より、準備が進められることが説明された。

質問・異議はなく、第12号議案は可決された。

第13号議案 名誉会員の推薦

川上憲人総務担当理事より、名誉会員として二塚 信先生と加須屋實先生を推薦するとの説明があった。

質問・異議はなく、第13号議案は可決された。

また学会賞は該当者なし、奨励賞は佐藤一博先生、小林祐一先生、功労賞は加地 浩先生、和田晴美先生に授与することが理事会で決定しているとの報告があった。

第14号議案 許容濃度等に関する提案

佐藤 洋許容濃度等に関する委員会委員長から許容濃度等に関する提案がなされた。

- ・昨年度提案したメタノール、トリクロロホン、タバコ煙、感作性物質の定義、感作性物質リストおよび感作性物質の分類等については、暫定期間が終了し意見がなかったので許容濃度等表に掲載する。
- ・一昨年度から提案されているニッケルおよびニッケル無機化合物については暫定期間を延長する。
- ・本年度、「第2種粉塵 遊離珪酸含有率10%未満の鉱物性粉塵」を「第2種粉塵 結晶質シリカ含有率3%未満の鉱物性粉塵」に改め、吸入性粉塵の定義を改訂することを提案する。

その他、現在継続審議中の物質等についての説明がなされた。

許容濃度等に関する委員会では、震災対策として放射線小委員会を起ち上げたことが報告され、放射線の有害性に関するリスク評価を科学的に行っていくと説明された。

この他に質問・異議はなく、第14号議案は可決された。

第15号議案 法人改革について・定款案について及び

第5号議案 資産の組み替えについて

大前和幸理事長より、法人改革についてのこれまでの学会としての検討の経緯、昨年度の総会での議決の確認がなされ、資料に基づき説明が行われた。

公益社団法人に移行することを目指すことから、それに適合した資産管理のために学会保有の資産について、資産の組

み替え（第5号議案）が提案された。吉田明子代議員（関東地方会）より、金額について、今回の議決が今後の理事会によって覆ることがないかどうかとの確認がなされ、総会の議決が優先されると回答された。

第5号議案についてはこの他に質問・異議はなく、基本財産を1億円と定めて資産の組み替えを行うとして可決された。

続いて定款変更（第15号議案）についての提案、説明がなされた。定款案については、昨年度の総会時に提示したものを基に、内閣府公益認定等委員会の指導を受けた改訂案について説明がなされた。昨年提示の定款案からの主な変更点は役員選挙であり、特に理事長の選出については、公益社団法人移行後は法の定めにより理事会で選出することが提案され、理事会の検討においては承認されたことが説明された。佐藤洋代議員（東北地方会）より、代議員には役員解任の権利があるかどうかとの質問がなされ、総会の権限として認められているとの回答がなされ、定款案上の該当条文が確認された。佐藤眞一代議員（関東地方会）より、地方会、部会についての条文について、第4章と第8章の表現の整合性をとることが提案され、修正することが回答された。さらに第5条の事業が行われる範囲については、日本国内に限らず世界に範囲を広げて定めることが提案され、修正することが回答された。また、役員資格喪失についての質問がなされ、回答がなされた。また、代議員の地方会移動など発生が予測される個々のケースについては、後に細則にて規定すると説明された。加須屋實代議員（北陸甲信越）より、今回名誉会員に推薦されたが、代議員の資格はどうなるかとの質問がなされ、現定款に基づく回答がなされた。吉田明子代議員（関東地方会）より、総会の構成員についての質問がなされ、回答がなされた。梅村朋弘代議員（北陸甲信越地方会）より、地方会において準会員から徴収する会費の扱いについての質問がなされ、いったんは本部に集約の上、当該地方会に配分されることとなると予想されると回答された。赤松康弘代議員（東海地方会）より、準会員の扱いについての本部の認識と方針についての質問がなされ、現実に即したガバナンスを行う必要があるため今後検討する予定であるとの回答がなされた。さらに、準会員、学生会員の会費等についての問題提起がなされ、運用上の規則については今後理事会で検討することになると回答された。また、地方会の位置づけについての質問がなされ、地方会は独立組織ではなく本部と一体の組織であるとの回答がなされた。

第15号議案についてはこの他に質問・異議はなく、変更の可否について投票が行われた。投票に先立ち大前理事長より、この変更案が可決した後に内閣府への公益認定申請を行うが、その際に内閣府より修正が求められた場合には、軽微な変更であればその変更を理事会に一任してほしいとの提案がなされ、この点を含めて可否を表明するよう求められた。投票が行われ、直後に開票された。開票の結果、可とする票：430票、否とする票：3票、白票：1票であり、現定款第55条に基づき、定款変更に必要な代議員の3分の2以上の賛成が得られたことが確認され、第15号議案は可決された。

第16号議案 役員を選任

吉田 勉中央選挙管理委員会委員長より、役員選挙の結果が下記のように報告され、各候補者の役員選任についての承認が求められた。なお、役員任期満了退任日は平成23年5月19日である。

理事長候補者：大前和幸

理事候補者：相澤好治、五十嵐千代、圓藤吟史、

大久保靖司、大脇多美代、荻野景規、

加藤 元、岸 玲子、清田典宏、車谷典男、

小林章雄、五味秀穂、齊藤政彦、菅沼成文、

住徳松子、諏訪園靖、角田 透、中川秀昭、

中路重之、昇淳一郎、野見山哲生、

原田規章、東 敏昭、広瀬俊雄、廣部一彦、

堀江正知、宮本俊明、柳澤裕之、吉田 勉

監事候補者：實成文彦、中明賢二

質問・異議はなく、第16号議案は可決された。

第17号議案 その他

川上憲人総務担当理事より、3件の報告がなされた。

・表彰について

編集委員会による平成22年度の産業衛生学雑誌優秀論文賞に、向出貴裕先生、高原龍二先生、足達淑子先生の3名が選考された。

生涯教育委員会によるベストGP賞に橋本晴男先生が、GP奨励賞に乍 智之先生、大牟田市OSHMS推進プロジェクトが選考された。

・東日本大震災に対応する学会としての対応について

3月19日にホームページ上に震災対応関連の情報提供専用ページを作成した。4月2日の理事会において、圓藤吟史新理事を中心とした震災対応のワーキンググループが立ち上げられ、それまでに部会、委員会、研究会から寄せられた意見、提案等が集約されて計画がまとめられており、今後対応が進められる予定である。

また、4月29日に学会声明「東日本大震災による福島第一原子力発電所事故における作業員の放射線健康管理について」を表明した。

・宣言について

「働く人を喫煙と受動喫煙の害から守るためのたばこ対策宣言」が、理事会承認を経て発表された。

その他、意見、提案はなく、閉会となった。

平成23年度第1回理事会議事録

日 時：平成23年4月2日（土）13：00～17：00

場 所：東京八重洲ホール

出席者：大前和幸（理事長）、岡田 章（副理事長）、相澤好治、五十嵐千代、大久保靖司、大脇多美代、荻野景規、加藤 元、川上憲人、清田典宏、日下幸則、小林章雄、齊藤政彦、實成文彦、住徳松子、諏訪園靖、角田 透、昇淳一郎、東 敏昭、廣部一彦、堀江正知、柳澤裕之、吉田 勉、（以上理事）、圓藤吟史、中明賢二（監事）

欠席者：加地正伸、岸 玲子、高橋英尚、原田規章、広瀬俊雄、

本橋 豊, 山田誠二

(委任状あり: 加地正伸, 岸 玲子, 高橋英尚, 原田規章, 広瀬俊雄, 山田誠二)

次期理事候補者の出席: 車谷典男, 五味秀穂, 菅沼成文, 中川秀昭, 中路重之, 野見山哲生, 宮本俊明

理事出席者 23 名, 委任状 6 名であることから, 定款第 36 条および第 29 条により, 理事会が成立していることを確認した。議事録署名人に, 廣部一彦, 柳澤裕之の両理事が指名された。出席者全員の自己紹介がなされた。大前理事長より挨拶がなされた。

審議事項

1. 平成 22 年度第 4 回理事会議事録について: 川上総務担当理事
了承された。
2. 平成 22 年度事業報告案について: 川上総務担当理事
内容の説明がなされ, 承認された。
3. 平成 22 年度決算報告案について: 角田財務担当理事
報告と説明がなされた。質疑応答の後, 承認された。
4. 平成 23 年度事業計画案について: 川上総務担当理事
内容の説明がなされ, 承認された。
5. 平成 23 年度予算案について: 角田財務担当理事
説明, 質疑応答の後, 一部修正して承認された。
6. 法人改革, および定款・規定等の改正案について: 大前理事長

公益法人化に伴う定款改正等について, 内閣府公益認定委員会への相談結果などを踏まえて修正した定款(案)が提示された。同委員会より, 理事長選出方法については現在の方法を変える必要があるという指導があったため, この点について審議した。理事長選任方法としては, 現在は代議員による理事長選挙を経て総会決議にて選任しているが, 公益法人においては, 代表理事を選定する権限は理事会に付与されることとなる。このため, 理事長選定に際して, 理事会のみで選定するか, その過程に総会決議を関与させるか, それぞれのケースを想定して検討した。その結果, 法人改革の法の趣旨にのっとり, 理事会が責任を持って理事長を選任する方法を採用することとした。

また, 資産の組み換えについての提案がなされた。当学会保有の遊休資産について, これまで厚生労働省の指導に従い用途を定めた積立金にして保有していたものを, 法人改革を機に組み替え, 公益目的保有財産として申請することが提案され, 承認された。今後, 財務担当理事, 会計士と相談しながらその金額を決めていくこととした。

定款(案)と資産の組み替えについては, 5 月の総会の議事とする。定款(案)については, 事前に代議員に郵送し, 意見を求めることとする。今後, 定款に関する Q & A をホームページの会員ページに掲載するなどの方法により, 広く会員の理解を得られるよう取り組むこととした。

また, 各担当理事より規程等の改正案が提示された。これらの細則については, 定款(案)が総会において承認された

後, 策定が進められる。

専門医制度に関する規程については, 東専門医制度委員長より説明がなされ, その内容が承認された。

7. 東日本大震災に伴う産業保健上の課題への対応について:
川上総務担当理事

3 月 11 日の東日本大震災発生後の学会としてのこれまでの対応について説明がなされた。3 月 17 日にホームページに見舞文を掲載, 3 月 19 日にホームページ上に対応についての情報提供ページを作成した。3 月 22 日に理事長より理事, 部会, 委員会, 研究会に情報提供等を依頼し, それに対して寄せられた意見, 提案等が報告された。

災害復旧は長期化が必須であるため, 理事会の中でもワーキンググループを立ち上げるなどして, 産業保健上の問題に取り組む予定である。取り組みの方向としては, 情報提供が有効との結論に至った。

圓藤監事(次期理事)に, 阪神淡路大震災の経験を活かして指揮をとっていただくこととし, 総務担当理事を含めて対応を進めることとなった。

8. ICOH2012(メキシコ)への助成金について: 川上理事

ICOHでは, 2012 年開催の学会への発展途上国からの参加者を支援するため, 募金ワーキンググループが組織されたことが説明された。維持会員としての当学会へも募金依頼がなされる予定である。これに対し国際貢献活動の一環として募金することが承認された。金額や予算枠については, 理事長と次期 ICOH 担当理事とが相談の上決定するものとする。

9. 「ハンターの職業病」の翻訳について: 角田理事

出版社より翻訳依頼があった件について審議した。企業からの依頼であるため, 学会として関与すべきではないという反対意見と, 名著なので協力し, 今後の学会活動にも活かしたいという賛成意見があった。話し合いの結果, 学会としては引き受けないが, 同著の翻訳には意義があることから, 部会や委員会へ情報提供し, 対応を検討していただくこととした。

10. 「大学・研究機関における安全衛生管理研究会(仮称)」の設置について: 大久保理事

前回理事会審議を踏まえ, 発起人において対象範囲を広げ, 内容および名称等を再検討した新研究会設置が再申請された。審議され了承された。

11. 次回理事会開催予定について

今回は平成 23 年 7 月 9 日(土), 次々回は平成 23 年 10 月 1 日(土)

12. その他

なし。

報告事項

1. 第 83 回日本産業衛生学会会計報告: 日下理事

地方会監査を経た取支決算が報告された。

財務担当理事より, 次回より, 助成金が余った場合は本部に返金するよう求められた。

2. 第 84 回日本産業衛生学会準備状況報告：角田企画運営委員長
震災の影響を受けて、海外からの招待講演の演者の来日が中止になり、代わりに緊急企画講演を検討していること、懇親会の会場が変更になったこと等が報告された。
3. 第 20 回産業医・産業看護全国協議会会計報告：清田理事
地方会監査を経た最終の会計報告がなされた。
4. 第 21 回産業医・産業看護全国協議会準備状況報告：住徳理事
住徳理事より、第 3 報の情報、プログラムタイムスケジュール等が報告された。
5. 第 3 回国際産業看護・第 2 回アジア産業看護ジョイント学術集会収支報告：五十嵐理事
次回理事会にて報告される。
6. 2014 年 ACOH 開催および 2011 年からの AAOH 活動計画：日下理事
タイで行われた第 20 回 ACOH において、高橋 謙教授 (ACOH 招致, 主宰担当) がデモンストレーションを行い、日本招致が決定したことが報告された。高橋教授はすでに 2014 年 AAOH 理事長として活動を開始しているとのことである。
7. 産業医部会報告：齊藤理事
震災の影響で、部会報の発行、労務学会との連携が遅れていることが報告された。また震災後の復興における産業医の役割、情報選別について検討していく予定であることが報告された。
8. 産業看護部会報告：住徳理事
部会員数 (1,257 名)、事業報告、事業計画等が報告された。また今後、役員選出報告方法の変更、産業看護教育システムについての見直し、震災対策等についても協議される予定であることが報告された。
9. 産業衛生技術部会報告：堀江理事
活動内容報告、震災に伴う会開催の変更、および今後の予定について報告された。
10. 産業歯科保健部会報告：加藤理事
部会員数 (281 名)、事業報告、事業予定が報告された。震災後、HP、メールマガジンにて、見舞文、口腔ケアに関する情報発信等を行い、また部会員の活動内容を集約していることが報告された。
11. 専門医制度委員会報告：東専門医制度委員長
登録者数 (指導医 278 名, 専門医 162 名, 研修登録医 400 名) が報告され、受験が推奨された。今後の試験日 (8 月) は東京の電力事情を考慮して、試験場所を大阪に変更することを検討している。また、専攻医試験の模擬試験を行う予定であるため、協力が求められた。
12. 労働衛生関連法制度委員会新任委員について：五十嵐労働衛生関連法制度検討委員長
委員 1 名の退任に伴う後任としての新任委員の推薦がなされた。経歴などが説明され、承認された。任期は前委員の残任期間となる。
13. 中央選挙管理委員会報告：吉田中央選挙管理委員長
理事長候補者および監事候補者の選出について、ともに立候補者が定数と同じであったため、各立候補者が候補者として確定となったことが報告された。
次期理事候補者 1 名より、転勤に伴う地方会転籍のため理事候補者辞退の申し出があり、中央選挙管理委員会で審議し、次点者を繰り上げて次期理事候補者とする事が報告された。この結果はホームページ等で報告される。
役員については、異動や逝去など想定される事態についての対処について審議されておりその結果が報告された。
また、公益法人化に伴う選挙管理委員会の構成を変える点についても、規定の改正案と合わせて報告された。
14. 研究会担当理事報告：日下研究会担当理事
研究会の活動活性化のために行った研究会活動チェックのアンケートを元に、結果の報告がなされた。
15. 働く人を喫煙と受動喫煙の害から守るためのたばこ対策宣言について：川上総務担当理事
前々回からの継続審議を踏まえ、練り直された宣言 (案) が提示され、承認された。この宣言については今後ホームページや学会誌等に掲載される予定。
16. 産業衛生学雑誌, JOH53 巻 2 号の発刊の遅れについて：川上前編集委員長
震災の影響を受け、東北地方、茨城方面への送付が遅れる可能性もあることが報告された。
17. 担当理事報告：大前理事長
次期理事の業務担当案が提示された。各自検討して希望があれば 4 月中に連絡するよう求められた。総会以降に正式決定される。
18. 公的委員会等情報報告：川上総務担当理事
・食品安全衛生委員会 (圓藤理事より)：東日本大震災に関連した放射線暫定基準について、厚生労働省においてリスク管理の委員会が開催され検討されているが、それとは別に、学会は現地で作業している人のために、有用な情報を提供しようと提案された。
19. 会員の状況：川上総務担当理事
報告がなされた。(正会員数：7,581 人/平成 23 年 3 月 23 日現在) 会員も増えてきたことから、学会誌は増刷することとなったことが報告された。
20. 協賛・後援等：川上総務担当理事
以下の 7 件が報告された。
・アジアじん肺 X 線写真読影医の認証研修講座 第 1 回日本コース (後援)
・ほこりと肺の病気 (を考える) アスベスト関連疾患への総括的取り組み (後援)
・第 17 回第 1 種 ME 技術実力検定試験および講習会 (協賛)
・第 28 回空気清浄とコンタミネーションコントロール研究大会 (協賛)
・第 33 回 ME 技術講習会 (協賛)
・日本睡眠学会第 36 回定期学術集会 合同シンポジウム開催依頼 (共催)
・復興現場作業者のための呼吸用保護具 (防護具) の適正

使用に関する緊急特別セミナー（後援）

21. その他
なし。

平成 23 年度第 1 回専門医制度委員会議事録

日 時：平成 23 年 7 月 16 日（土）13：00～16：30

場 所：東京八重洲ホール 新第一ビル

出席者：委 員 石竹達也，車谷典男，東 敏昭（委員長），
宮川路子，宮下和久，森 晃爾（事務局），
山田裕一

オブザーバー 大久保靖司

欠席者：昇淳一郎（担当理事）

（五十音順）

I. 報告事項

1. 指導医・専門医・研修医登録状況について
事務局より，平成 23 年 7 月 1 日現在の専門医等の登録数（指導医 278 名，専門医 162 名）が報告された。
2. 理事会報告（平成 23 年 4 月 2 日・7 月 9 日）
東委員長（学会理事）より，理事会において，公益法人改革が引き続き検討されていることが報告された。
3. OHAS2011 研修会について
大久保利晃顧問より文書で，平成 23 年 7 月 2 日，3 日に開催された OHAS の実施状況が報告された。
4. 平成 23 年度 専門医資格認定試験方法について
 - (1) 筆記試験部会
車谷筆記試験部会長より，準備状況の説明があった。
 - (2) 口頭試験部会
山田口頭試験部会長より，昨年の受験者から「各試験での評価内容が分からない」との意見があったことより試験要綱に明記することになったこと，およびその他準備状況についての報告があった。
5. 専門医認定制機構について
 - (1) 参加報告
平成 22 年度第 1 回協議委員会（平成 23 年 2 月 7 日），平成 22 年度第 2 回社員総会（平成 23 年 2 月 21 日），厚生労働省医療関係者研修費等補助金専門医制度推進支援事業報告会（平成 23 年 3 月 9 日），平成 23 年度第 1 回社員総会（平成 23 年 5 月 10 日）の報告が，大久保（靖）オブザーバーおよび宮川委員より行われた。
 - (2) 産業衛生専門医の取り扱いと日本専門医制評価・認定機構理事長への面会
機構が提示している専門医制度の枠組み（案）では，産業衛生専門医の位置づけが不明確な件，事実関係の確認と要望を行う必要があり，平成 23 年 7 月 29 日に，東委員長が大前理事長，大久保（靖）理事とともに，日本専門医制評価・認定機構の池田理事長に面会することになった。
6. 平成 23 年度の専門医認定証授与式について
平成 23 年度の専門医認定証授与式を，11 月 25 日（金）17：00～17：30 に，第 21 回産業医・産業看護全国協議会

（福岡）の会場において実施することが確認された。

II. 審議事項

1. 平成 22 年度決算・平成 23 年度予算について
平成 22 年度決算・平成 23 年度予算（案）が承認された。今年度から，消費税の処理を行うことになった。また，新制度改革のための広報活動の予算を確保することになった。
2. 指導医資格更新の可否について
 - (1) 「経過措置による指導医」第 6 期（No.323～340）の 3 回目更新
「経過措置による指導医」第 6 期の 3 回目更新対象者 7 名のうち，6 名の更新を承認した。また，1 名の辞退者を名簿から除外することになった。
 - (2) 「専門医から指導医」第 10 期（No.1075）の 1 回目更新保留者
「専門医から指導医」第 10 期（No.1075）の 1 回目更新保留者 1 名について，本人からの更新辞退の申し出があり，名簿から除外することになった。
 - (3) 「専門医から指導医」第 11 期（No.1076～1091）の 1 回目更新
「専門医から指導医」第 11 期の 1 回目更新対象者 16 名のうち，14 名の更新を承認した。1 名については，来年度の総会参加を条件として，1 年間の保留扱いとすることとした。1 名については，辞退の申し出があり，名簿から除外することになった。
 - (4) 「専門医から指導医」第 4 期（No.1030～1036）の 2 回目更新
「専門医から指導医」第 4 期の 2 回目更新対象者 6 名全員の更新を承認した。
3. 専門医資格更新の可否について
 - (1) 「専門医」第 12 期（No.181）（専門医更新）保留者
病気療養中のため，「専門医」第 12 期の取扱いを保留していた 1 名について，本人より辞退の申し出があり，名簿から除外することになった。
 - (2) 「専門医」第 13 期（No.196）（指導医申請）保留者
「専門医」第 13 期の保留者 1 名について，学会での発表を条件にさらに 1 年間の保留とすることになった。
 - (3) （経過措置による指導医→）「専門医」第 14 期（No.5003～5005）（専門医更新）
経過措置による指導医から「専門医」第 14 期に移行した 3 名の専門医更新対象者のうち，1 名の更新を承認した。1 名については，学会での発表を条件に 1 年間の保留とすることになった。また，1 名については辞退の申し出があり，名簿から除外することになった。
 - (4) 「専門医」第 15 期（No.208～230）（専門医更新 or 指導医申請）
「専門医」第 15 期 23 名について，1 名の専門医更新，19 名の指導医資格を承認した（うち，1 名は，特別措置指導医からの移行）。専門医更新の 1 名については学会発表を条件として，1 年間の保留扱いとすることになった。同じく指導医申請の 1 名についても学会発表を条件として，1

- 年間の保留扱いとすることになった。また、辞退申請のある1名については、その理由を再度確認することになった。
- (5) 「専門医」第8期 (No.99) の2回目更新 (指導医申請) 保留者
学会発表が条件であった「専門医」第8期の2回目の更新保留者1名について、条件であった学会発表が行われたため、更新を承認した。
- (6) 「専門医」第9期 (No.121・125) の2回目更新 (専門医更新 or 指導医申請)
「専門医」第9期の2回目の更新対象者2名のうち、1名の専門医の更新を承認した。1名については申請が未着であり、督促を行っているため、次回委員会まで待つこととなった。
- (7) 「専門医」第4期 (No.28・33・37) の3回目更新 (専門医継続 or 指導医申請)
「専門医」第3期の3回目の更新対象者3名のうち、2名の指導医の更新を承認した。1名については辞退の意思を確認し、指導医名簿から除外することになった。
4. 平成23年度 専門医試験受験資格の認定について
平成23年度専門医試験受験申請者32名のうち、すでに資格認定がされている2名を除く30名の受験資格の認定を承認した。その結果、本年度の受験者数は32名となった。
5. 平成23年度 専門医試験実施細目および実施体制について
平成23年度専門医資格認定試験の実施について、グループ分け、口頭試験の試験官の組合せ、試験実施要領、受験予定者向けの受験案内、筆記試験部会委員および口頭試験部会委員向けスケジュールを承認した。
受験スケジュールのうち口頭試験での人数が一部のグループで7名となっているが、昨年と同様、個人面接の1人あたりの時間を25分、課題発表を18分とすることが確認された。

6. 専門医制度改革について

(1) 専攻医試験の実施について

石竹 WG 座長より、11月26日に福岡で開催される産業医産業看護全国協議会において施行テストを実施する予定であり、現在までで20名の申し込みがあったこと、現在、問題を作成中であることが報告された。

当日の試験問題を回収する予定であり、無記名での受験可能とし、記名者には成績を開示することが確認された。

第1回の本試験は名古屋で開催される学会総会に合わせ行う予定であり、第2回は全国協議会 (東京) で実施予定であること、翌年以降は、春に東京、秋に全国協議会に併せて実施することを原則とすることが確認された。

(2) 研修施設認定について

産業衛生サービス提供型施設3箇所、産業衛生教育・情報提供型施設2箇所からの研修施設申請があり、いずれも認定が承認された。ただし、1箇所は背景情報が不十分のため、車谷委員が確認することを条件とすることになった。平成24年3月末までに、50箇所指定を目標として申請を働きかけていくことになった。

(3) 研修手帳の改訂について

新制度に対応した新しい研修手帳について、原案を基本に作成作業を進めることが確認された。

また、専攻医が研修を進める上の指定図書および参考図書を指定することになった。

(4) 広報について

専攻医試験および専門医制度に関するリーフレットを作成して、都道府県医師会において、産業医研修会などで配布していただけるよう、働きかけることになった。

7. 次回、次々回委員会開催日について

今回は、8月28日 (日) 16時~17時、パナソニックリゾートで開催予定とすることになった。また、次々回は11月26日 (土) 専攻医試験の施行テスト終了後、16時30分までに開催することになった。